

**【報告】「神戸ファッション美術館条例施行規則の一部改正（案）」
に係る意見募集について**

1. 趣旨

ファッション文化の多様化や、時代に応じた移り変わりが進む中、神戸ファッション美術館についても、従来の枠組みに捉われない新たな取り組みを実施していく必要がある。

そのような中、神戸ゆかりの美術館など近隣施設と連携した特別展の開催が今年度予定されており、入館料についても他施設との協調が求められている。

現在、神戸ファッション美術館の入館料の減免については、神戸ファッション美術館条例施行規則第6条において対象者ごとの減免額を定めているが、他施設と連携した柔軟な運用を見据え、規則を改正する。

2. 改正内容

神戸ファッション美術館条例施行規則第6条において、特別展を開催する際の減免額については、市長がその都度定めることを明示する。

【改正案】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(使用料等の減免)</p> <p>第6条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料又は入館料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除する。<u>ただし、条例第10条第2項に規定する特別に展示を行う場合の減額又は免除は、その都度市長が定める。</u></p> <p>(1) ～(7) 略</p>	<p style="text-align: center;">(使用料等の減免)</p> <p>第6条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料又は入館料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除する。____</p> <p>____</p> <p>____</p> <p>____</p> <p>(1) ～(7) 略</p>

3. 施行日（予定）

令和4年12月頃

4. 意見募集期間

令和4年9月16日（金）から令和4年10月15日（土）まで

5. 資料の閲覧

神戸市のホームページの意見募集のページに掲載するとともに、受付期間中（土曜、日曜、祝日を除く）、以下の場所において閲覧に供する。

- ・神戸市経済観光局ファッション産業課（三宮ビル東館4階）
- ・市政情報室（1号館18階）
- ・各区役所まちづくり課、須磨区役所北須磨支所、西区役所玉津支所

6. 意見の提出先及び提出方法

（1）提出先

経済観光局ファッション産業課

（2）提出方法

郵送、ファックス、電子メール、持参による。

(参考)

神戸ファッション美術館条例施行規則（平成9年4月規則第10号）

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸ファッション美術館条例（平成8年10月条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める時間）

第2条 条例別表第1第1号に規定する規則で定める時間は、第9条第1項に規定するギャラリーの開館時間とする。

（附属設備の使用料）

第3条 条例別表第1第3号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる額とする。

（特別入館券）

第4条 条例第10条第4項に規定する規則で定める特別入館券は、条例第22条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が特に必要があると認める者に対して無料で発行する招待券とする。

（使用料等の後納）

第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

（1） 条例別表第1に規定する時間超過使用料を納付するとき。

（2） 国、地方公共団体その他公共団体が公益上の目的で条例第5条第1項に規定する施設等（以下単に「施設等」という。）を使用し、又は展示室に入館するとき。

（3） 指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

（使用料等の減免）

第6条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料又は入館料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除する。

（1） 指定管理者が神戸ファッション美術館（以下「美術館」という。）として使用するとき。
使用料の免除

（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒、又は学生を引率して入館するとき。 入館料の免除

（3） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の職員が、教育上の目的のために幼児を引率して入館するとき。 入館料の免除

（4） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が入館するとき。 入館料の免除

（5） 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1級又は2級のものに限る。）、精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）又は療育手帳の交付を受けている者の介護人がこれらの

者とともに入館するとき。 入館料の免除

(6) 市内に居住する満 65 歳以上の者が入館するとき。 入館料の免除

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 使用料等の免除又は使用料等のうち指定管理者がその都度定める額の減額
(使用料等の返還)

第 7 条 条例第 13 条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料等の額は、当該各号に定める額とする。

(1) その責めに帰することのできない理由により施設等を使用し、又は展示室に入館することができなくなったとき。 使用料等の全額

(2) ギャラリー又はホールに係る条例第 10 条第 1 項に規定する使用者（以下単に「使用者」という。）が使用しようとする日の 6 月前の日（当該期日が第 10 条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日）までに指定管理者に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額

(3) セミナー室に係る使用者が使用しようとする日の 1 月前の日（当該期日が第 10 条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日）までに指定管理者に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額

(4) ギャラリー又はホールに係る使用者が使用しようとする日の 3 月前の日（当該期日が第 10 条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日）までに指定管理者に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。 使用料の半額

(5) セミナー室に係る使用者が使用しようとする日の 14 日前の日（当該期日が第 10 条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日）までに指定管理者に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。 使用料の半額

(6) 条例第 16 条第 2 項の規定による処分により施設等を使用することができなくなったとき。 使用料のうち指定管理者がその都度定める額

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が返還すべき正当な理由があると認めたとき。 使用料等のうち指定管理者がその都度定める額
(行為の禁止)

第 8 条 条例第 18 条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。

(2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。

(3) 美術館内の施設、附属設備又は資料を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(4) 所定の場所以外の場所へ立ち入ること。

(5) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食し、又は火気を使用すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が美術館の管理上支障があると認める行為
(開館時間等)

第 9 条 美術館の開館時間は、展示室、ライブラリー、ファッション資料室及びギャラリー並びにこれらに附属するロビーその他の便益施設にあつては午前 10 時から午後 6 時までと、セミナー室及びホール並びにこれらに附属するロビーその他の便益施設にあつては午前 9 時から午後

9時までとする。ただし、指定管理者は、美術館の管理運営上特に必要があると認めるときは、これらの開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、午後5時30分より後に、展示室に入館しようとする者に対して、その入館を拒絶することができる。

(休館日)

第10条 条例第4条各号(第6号を除く。)に掲げる施設の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 月曜日(当該期日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

2 指定管理者は、前項の施設の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項(第3号を除く。)の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

3 ホールの休館日は、指定管理者がホールの管理運営上特に必要があると認める日とする。

(施行細目の委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月25日から施行する。

(指定管理者不在等期間における美術館の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条、第5条第3号、第6条第1号及び第7号、第7条第2号から第7号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項の規定の適用については、第4条中「条例第22条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第7号、第7条第2号から第7号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間における美術館の使用については、神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年3月規則第106号)による改正前の神戸ファッション美術館条例施行規則第2条から第5条まで、第10条第2項及び第11条第2項並びに様式第1号から様式第8号までの規定の例による。

別表 略